

騒音・振動公害防止の手引き

工場・事業場編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制がされております。

このパンフレットは、特定工場等に関する騒音・振動の届出等にあたって手引きとなるよう作成したものです。

1 規制対象地域

（１） 騒音規制法・振動規制法

北設楽郡を除く県内全域。

ただし、上記市町村の区域のうち、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除かれます。

（２） 県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く県内全域。（名古屋市については、別途市の条例で規制されていません。）

ただし、騒音規制法、振動規制法で規制される場合（次頁参照）は除かれます。

2 規制対象施設 (印は全て対象、 × 印は対象外)

区分		騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
						騒音		振動	
施設名		種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1 イ	合計が22.5KW以上		×	1 イ	合計が22.5KW以上		×
	製管機械	1 - ロ			×	1 - ロ			×
	ベンディングマシン	1 - ハ	ロール式で3.75KW以上		×	1 - ハ	ロール式で3.75KW以上		×
	液圧プレス	1 - ニ	矯正プレスを除く	1 - イ	矯正プレスを除く	1 - ニ		1 - イ	
	機械プレス	1 - ホ	呼び加圧能力294キロニュートン以上	1 - ロ		1 - ホ	呼び加圧能力294キロニュートン以上	1 - ロ	
	せん断機	1 - ヘ	3.75KW以上	1 - ハ	1KW以上	1 - ヘ	3.75KW以上	1 - ハ	1KW以上
	鍛造機	1 - ト		1 - ニ		1 - ト		1 - ニ	
	ワイヤーフォーミングマシン	1 - チ		1 - ホ	37.5KW以上	1 - チ		1 - ホ	37.5KW以上
	ブラスト	1 - リ	タンブラスト以外で密閉式を除く		×	1 - リ			×
	タンブラー	1 - ヌ			×	1 - ヌ			×
	切断機	1 - ル	といしを用いるものに限る		×	1 - カ	高速切断機に限る		×
	研磨機		×		×	1 - ル	合計が10KW以上		×
	目立機		×		×	1 - ヲ	原動機を用いるもの		×
	平削盤		×		×	1 - ワ	7.5KW以上		×
送風機(及び排風機)		2	7.5KW以上		×	13	3.75KW以上	13	3.75KW以上
圧縮機			空気圧縮機で7.5KW以上	2	7.5KW以上	2	空気圧縮機で3.75KW以上	2	3.75KW以上
冷凍機			×		×		3.75KW以上		3.75KW以上
土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5KW以上	3	7.5KW以上	3	3.75KW以上	3	7.5KW以上
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5 - イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m ³ 以上		×	5 - イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m ³ 以上		×
	アスファルトプラント	5 - ロ	混練重量200kg以上		×	5 - ロ	混練重量200kg以上		×
	コンクリートブロックマシン		×	5	合計が2.95KW以上		×	5	合計が2.95KW以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		合計が10KW以上		×		合計が10KW以上
穀物用製粉機		6	ロール式で7.5KW以上		×	6	7.5KW以上	11	7.5KW以上
木材加工機械	ドラムバーカー	7 - イ		6 - イ		7 - イ		6 - イ	
	チップパー	7 - ロ	2.25KW以上	6 - ロ	2.2KW以上	7 - ロ	2.25KW以上	6 - ロ	2.2KW以上
	碎木機	7 - ハ			×	7 - ハ			×
	帯のご盤	7 - ニ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上		×	7 - ニ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上		×
	丸のご盤	7 - ホ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上		×	7 - ホ	製材用は15KW以上、木工用は2.25KW以上		×
	かんな盤	7 - ヘ	2.25KW以上		×	7 - ヘ	2.25KW以上		×
抄紙機		8			×	8			×
印刷機械		9	原動機を用いるもの	7	2.2KW以上	9	原動機を用いるもの	7	2.2KW以上
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機			×	8	カレンダーロール機以外で30KW以上		×	8	カレンダーロール機以外で30KW以上
合成樹脂用射出成形機		10		9		10		9	
鋳造型機		11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×		×	12	最高出力37.3KW以上	12	最高出力37.3KW以上
走行クレーン	門型走行クレーン		×		×	14 - イ	7.5KW以上		×
	天井走行クレーン		×		×	14 - ロ	7.5KW以上		×
洗びん機			×		×	15	合計が7.5KW以上		×
真空ポンプ			×		×	16	7.5KW以上		×

3 届 出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなど下表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が義務付けられています。なお、届出書は工場又は事業場の所在する市町村長あてに提出します。また、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたような場合には罰則が科せられることがあります。

	事 由	届出の種類	届出の時期	備 考
1	規制対象施設を設置しようとする場合	設置の届出	設置の工事開始日の30日前まで	新たに特定施設を設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。
2	工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内	の場合その施設以外の規制対象施設を設置していないものに限る。
3	1又は2の届出を行った規制対象施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	施設の数等の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の30	振動規制法に基づくものについては、規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合を除く。それ以外については、能力に関係なく施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。
4	1又は2の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合	施設の使用の方法の変更の届出	日前まで	振動規制法に基づくものに限る。また使用開始時刻の繰り上げ又は終了時刻の繰り下げを伴わない場合を除く。
5	1又は2の届出を行った工場等で騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	防止の方法の変更の届出		変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。
6	届出者の氏名又は住所（法人にあっては名称及び代表者氏名）の変更があった場合 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	
7	規制対象施設をすべて廃止した場合	施設使用全廃の届出	廃止した日から30日以内	
8	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継の届出	承継があった日から30日以内	

（注）騒音関係、振動関係はそれぞれについて届出が必要である。法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となる。また、法の特定工場は、条例に基づく届出は不要となる。

4 騒音の規制を受ける作業

次の作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはなりません。

騒音の規制を受ける作業を行う場合の届出は不要です。

板金又は製かんの作業 鉄骨又は橋りょうの組立作業（建設の現場作業を除く。） 金属材料の引抜き作業 鍛造の作業 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業 音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立て、試験又は調整の作業 内燃機関の試験又は調整の作業 工業用ミシンを用いる作業 木材の切削等の加工の作業 原木、原紙、鉄材等重量物の積み込み又は積卸しの作業 貨物の搬入又は搬出の作業 建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

5 相当程度の騒音又は振動発生施設に対する規制

相当程度の騒音又は振動を発生する施設（注）を設置する工場等は、規則に定める基準を遵守しなければならないこととし、基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は勧告が発動されることがあります。

相当程度の騒音又は振動発生施設を設置する場合の届出は不要です。

（注）・原動機の定格出力が0.75KW以上の送風機、排風機、圧縮機、冷凍機であって、これまで法令に基づく規制対象となっていなかったもの

・法に基づく特定工場内に設置される場合、条例に基づく騒音又は振動発生施設を設置する工場に設置される場合を除く

6 規制基準

規制対象施設を設置する工場等の事業者は、下表に示す敷地境界における騒音・振動の規制基準の遵守の義務が課されています。また、騒音の規制を受ける作業を伴う事業を営む者についても、その作業に伴う騒音について、同じ規制基準を守ることが義務付けられています。

（単位：デシベル）

時間の区分 地域区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時	7時～20時	20時～翌日の7時
第一種低層住居専用地域・ 第二種低層住居専用地域・ 第一種中高層住居専用地域・ 第二種中高層住居専用地域	45	40	40	60	55
第一種住居地域・第二種住居 地域・準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準 工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域について、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

3) **相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に適用される基準は、この表の規制基準と同じ値である。**

7 改善勧告・改善命令

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります。(相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に対する改善命令の規定はありません。)

なお、改善命令に違反した場合には、罰則が科せられることになっております。

8 公表

この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

この条例の規定による勧告がされた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

身近な騒音・振動の例

騒音の大きさのめやす

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	騒々しい工場の中、犬の鳴き声(正面5m)、カラオケ(店内客席の中央)
80dB	地下鉄の車内、ピアノ(正面1m、バイエル104番)
70dB	ステレオ(正面1m、夜間)、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所の中、クーラー(室外機始動時)
40dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉の触れ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)

振動の大きさのめやす

90dB	人体に影響が生じ始める	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる。	震度4
80dB	深い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。	震度3
70dB	浅い睡眠に影響が出始める	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	震度2
60dB	振動を感じ始める(振動閾値)	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	震度1
50dB	ほとんど睡眠影響はない	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	震度0
40dB	常時微動		

< 気象庁震度階級関連解説表参考 >

届出の作成について

- (1) 届出書は、2通（正体とその写し1通）作成します
- (2) 設置届出書、使用届出書、施設の種類ごとの数変更届出書及び防止の方法の変更届出書には規制の対象施設の配置図並びに工場等及びその付近の見取図を添付する必要があります。
- (3) 届出書用紙は、法・条例関係とも市町村の環境担当にあります。

届出書の記載例

騒音に基づく 特定施設設置届出書の場合

特定施設設置届出書

様式第1

市町村長殿

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地
 〇〇プレス工業株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 印
 (TEL 担当者 〇〇〇〇)

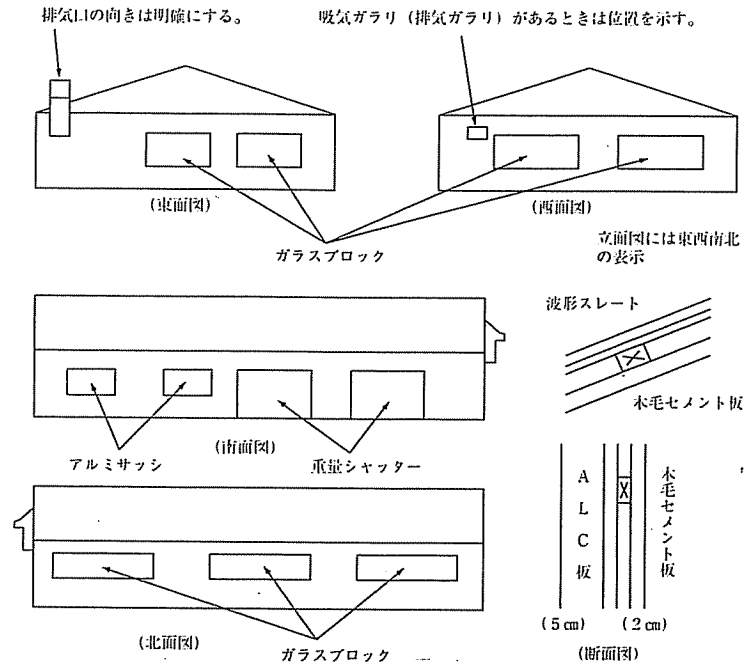
騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業 工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工	※施設番号	
常時使用する従業員数	15人	※審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり	※備考	
特定施設の種別	形式	公称能力	数
			使用開始時刻 (時・分)
			使用終了時刻 (時・分)
1-ニ 液圧プレス	油圧プレス 〔〇〇社製 KT-5〕	500T	1
			13時00分
			16時00分
1-ホ 機械プレス	クランクパワー プレス 〇〇 社製 PP-A	50T	2
			8時30分
			17時30分
2-空 気圧縮機	往復動型 〇〇社 WHC	22KW	1
			同上
			同上

- 備考 1. 特定施設の種類の間には、騒音規制法施行令別第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細部があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 2. 騒音の防止の方法の欄の記入については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 3. ※自開には、記載しないこと。
 4. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

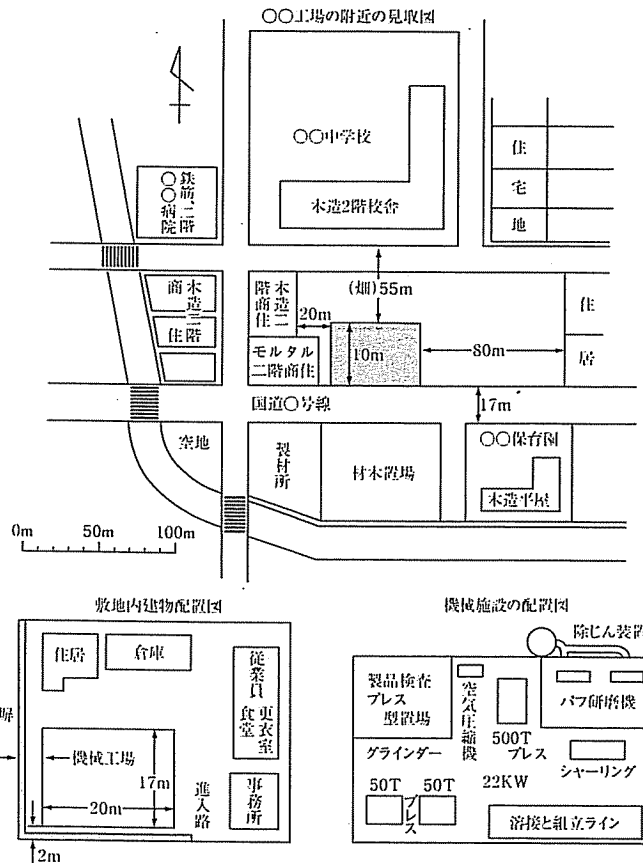
別紙（騒音の防止の方法）

	工場建物の構造						へいの構造	
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	ALC板	木毛セメント板	木毛セメント板	波型スレート	アルミサッシガラス	スチールシャッター(重畳)	高さ	1.8m
厚さ	5cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10cm



- 以下
 1. 騒音防止の方法の説明を簡潔書きにして記載する。
 2. サイレンサー、吸音ダクト等については、形式、メーカー、大きさ等を記入する。
 3. 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

添付書類（配置図及び見取図）



- (注) 1. 東西南北の表示記号を記入する。
 2. 降地の状況を明記する。
 3. 敷地面積、建物面積等を記載する。
 4. 屋外作業の有無を記載する。
 5. 特定施設等から敷地境界線までの距離を記入する。

騒音・振動対策の留意点

騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 振動の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

暗騒音の補正

測定対象の音があるときとないときの騒音計の指示値の差が 10dB 以上あるときは、暗騒音の影響はほぼ無視できるが、差が 10dB 未満のときは次の表によって対象の音が単独にあるときのレベルを推定することができる。

対象の音がある時とない時の差 (dB)	2 以下	3	4～5	6～9	10 以上
補正值 (dB)	* 補正不用	-3	-2	-1	0

* この場合は、暗騒音が対象音より大きい。

📞 騒音・振動に関するお問い合わせ先

●刈谷市役所 環境課 環境保全担当 0566-62-1017 (ダイヤルイン)